

日本外傷歯学会認定医・指導医制度規則

第 1 章 総則

- 第 1 条 制度は、外傷歯学の専門的知識と経験を有する歯科医師を養成するとともに、外傷歯科医学の発展と向上を図り、口腔保健の充実と増進に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 第 1 条の目的を達成するために、日本外傷歯学会（以下、学会）は日本外傷歯学会認定医（以下、認定医）に関する制度を定め、認定医制度の運用に必要な事項を審議する。

第 2 章 指導医、研修施設

- 第 3 条 認定医の養成に当たる指導医や研修施設は、理事長又は認定委員会の推薦により理事会の承認を受け、理事長が指定されるものとする。（指定を受ける研修施設は、各年次研修セミナーの内容等を認定委員会に報告し審査と承認を受ける）
- 第 4 条 指定を受けた指導者は指定された研修施設において認定医の研修指導を行うものとする。

第 3 章 認定医の資格

- 第 5 条 認定医の申請は、次の各号を満たす者に限られる。
- (1) 日本国歯科医師免許を有し、歯科医師としての人格及び見識を備えている者
 - (2) 申請時に引き続き 5 年以上の学会会員である者
 - (3) 5 年以上の臨床歯科診療従事経験（卒業後臨床研修を含む）を有する者
 - (4) 指定された認定施設において指導医による認定医の資格取得のための研修コースを受講した者
- 第 6 条 認定医としての資格の認定期間は 5 年とする。

第 4 章 認定指導医の資格

- 第 7 条 指導医の申請は、次の各号を満たす者に限られる。
- (1) 認定医の資格を有する者
 - (2) 7 年以上の臨床歯科診療従事経験（卒業後臨床研修を含む）を有する者
 - (3) 認定医の資格取得後、認定医として 5 年間の臨床経験を有する者、並びにそれと同等以上の知識、経験及び学力を有するもので、理事長が有資格者と認めた者

第 5 章 認定医の申請および認定

- 第 8 条 認定医の資格審査を受けようとする者は、次の各項に定める申請書類一式に認定医審査料添えて、認定委員会に提出しなければならない。認定医審査料は別に定める。

- (1) 認定医申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 日本国歯科医師免許証（写）
- (4) 学会年会費納入証明書
- (5) 歯科診療従事経験証明書（様式3）
- (6) 研修コースの受講証明書及び学会、研修会の出席記録（様式4）

第6章 認定指導医の申請および認定

第9条 認定指導医の資格審査を受けようとする者は、次の各項に定める申請書類一式に認定指導医審査料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。認定指導医審査料は別に定める。

- (1) 認定指導医申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 学会年会費納入証明書
- (4) 歯科診療従事経験証明書（様式3）
- (5) 研修コースの受講証明書及び学会、研修会の出席記録（様式4）

第10条 理事長は認定指導医審査に合格し、認定指導医登録料を納付した者に対して、認定指導医資格証を交付する。認定指導医登録料は別に定める。

第11条 指導医の有効資格期限は5年間とする。更新を希望する者は第10章に定める審査を受けなければならない

第7章 認定医の資格喪失

第12条 認定医は、次の各号のいずれかに該当する場合、認定委員会の議を経て、理事会の承認により、その資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の事態を申し出た場合
- (2) 歯科医師免許を喪失した場合
- (3) 学会会員の資格を喪失した場合
- (4) 更新の手続きを行わなかった場合
- (5) 認定医として不適格と認められた場合

第8章 認定指導医の資格喪失

第13条 認定指導医は認定医の資格を喪失した場合、認定委員会の議を経て、理事会の承認により、その資格を喪失する。

第9章 認定医・認定指導医の再申請

第14条 第12条規定により、認定医の資格を喪失した者であっても、喪失した理由が消滅したときには再申請することができる。また、認定指導医についても同様である。再申請は第15条の認定医の更新に準ずるものとする。

第 10 章 認定医の更新

- 第 15 条 認定医の更新を希望する者は、次の各項に定める申請書類一式に認定医更新審査料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。認定医更新審査料は別に定める。
- (1) 認定医更新申請書（様式 1）
 - (2) 履歴書（様式 2）
 - (3) 日本国歯科医師免許証（写）
 - (4) 学会年会費納入証明書
 - (5) 学会、研修会の出席記録（様式 4）
 - (6) 認定医セミナーの出席記録 年 3 回行われる認定医のためのセミナーを最低年 1 回は受講しなければならない。（やむをえない事情がある場合は年に複数回の出席を認め、5 年間に 5 回以上の出席をすることで完了と認める）
 - (7) 本学会（地方会を含む）は年 3 回開催され、その年度に 1 回は出席しなければならない。
 - (8) 認定医は資格取得後最低 5 年間に 1 回、本学会（地方会を含む）発表（共同発表可）か、本学会雑誌に論文 1 編（共著可）の別冊を提出しなければならない。
 - (9) 認定指導医は認定医の更新を行うことで自動的に指導医の更新がなされたものとする。
- 第 16 条 第 15 条に定める申請書類一式に基づいて、第 11 章に定める認定委員会が資格審査を行い、認定委員 3 分の 2 以上の賛成をもって、合格とする。認定医更新審査料、認定医更新登録料は、別に定める。

第 11 章 認定委員会

- 第 17 条 第 1 条の目的達成のために必要な事項を審議する認定委員会（指導医を含む）を置く。
- 第 18 条 認定委員の定数は 10 名以内とし、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 第 19 条 委員会に委員長を置き、委員会業務を統括する。
- 第 20 条 委員会に副委員長を置き、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、その職務を代行する。
- 第 21 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
- 第 22 条 委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席を以て成立し、認定審査も含めすべての審議事項は出席者の 3 分の 2 以上で議決する。
- 第 23 条 委員会は、必要と認めたとき、委員以外の者の出席を認めることができる。

第 12 章 補 則

- 第 24 条 認定委員会の決定に関して異議ある者は理事長に申し立てることができる。
- 第 25 条 本則を変更する場合は、理事会、評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第 26 条 本規則の施行について必要な細則は別に定める。それ以外の必要事項は理事会の議に従う。

附 則

1. 本規則は平成 18 年 9 月 16 日から施行する。